第19回 安全設計指針検討会 議事録

- 1. 日時 平成27年7月10日(金) 13:30~16:30
- 2. 場所 一般社団法人 日本電気協会 4階B会議室
- 3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員:松本主査(中部電力),鎌田(原子力安全推進協会),川西(三菱重工業),佐藤(東北電力),鈴木(日本原子力研究開発機構),橋本(四国電力),浜崎(東芝),別府(中国電力),枡(電源開発),町田(日本原子力発電),松尾(東京電力),松田(九州電力)

代理委員:大和田(日立GEニュークリア・エナジー・織田代理),座主(北陸電力・森本代理) (2名)

欠席委員:木谷(関西電力),太細(北海道電力) (2名)

オブザーバ:市川(原子力規制庁),岡田(日立GEニュークリア・エナジー),片桐(東芝), 向井(三菱重工業) (4名)

事務局:田村(日本電気協会) (1名)

4. 配付資料

資料 No. 19-1 平成 26 年度活動実績及び平成 27 年度活動計画 (案)

資料 No. 19-2 平成 27 年度各分野の規格策定活動 (案)

資料 No. 19-3 JEAC4602「原子炉冷却材圧力バウンダリ,原子炉格納容器バウンダリの範囲を定める規程」の新旧比較表

資料 No. 19-4 安全設計指針検討会所掌規格の誤記チェックについて

参考資料-1 安全設計指針検討会委員名簿(案)

参考資料-2 第 32 回安全設計分科会議事録(案)資料 No. 18-1 第 17 回安全設計指針検討会議事録(案)

5. 議事

(1) 定足数の確認、代理出席の承認について

事務局より代理出席者 2 名について紹介し、主査の承認を得た。事務局より、本日の出席者は 代理出席者を含めて 14 名であり、委員総数の 3 分の 2 (11 名)以上の出席という会議開催定足数 の条件を満たしていることの報告があった。

(2) 主査の選任

松本主査の主査任期満了(2年間)に伴い検討会主査の選任を行った。事務局より主査選任の手続きを説明した後、主査候補者の推薦を募ったところ松本委員の推薦があった。他に候補者がいないことを確認し、松本委員を主査とすることを挙手により決議し、賛成多数により承認された。

(3) 平成 27 年度活動計画について

事務局より、資料 No. 19-1, 2 に基づき、3/16 の第 32 回安全設計分科会、3/24 の第 55 回原子力規格委員会で承認された、平成 27 年度活動計画及び平成 27 年度活動の基本の方針について報告があった。また、事務局より、原子力規格委員会において、国内外の研究成果、指針等を記載するようコメントがあったことの報告があった。主な意見、コメントはなし。

(3) JEAC4602-2004「原子炉冷却材圧力バウンダリ,原子炉格納容器バウンダリの範囲を定める規程」 の改定について

松本主査,オブザーバ向井氏より,資料 No. 18-2 に基づき,JEAC4602 改定状況についての説明があった。下記コメントについて資料を修正し,第30回安全設計分科会へ中間報告を実施することとした。

主な質疑・コメントは以下のとおり。

- ・2p 用語の定義 4.2 通常時について,「高温待機状態」と「いかなる1本の制御棒の逸出を仮 定しても未臨界に保持される状態」はどのように分かれるのか。基本的に原子炉が未臨界で あればバウンダリが解除できるものであり,2004年版では用語の定義ではなく除外条件のよ うな記載となっていた。
- →未臨界が保持されていれば、その時点で停止余裕が確保されている状態であるため、1本制御 棒が抜けても未臨界が保持されることは変わりがない。2004年版ではバウンダリの範囲の注 釈としていたが、今回の改定で、定義の項目を設けたためそちらへ移したものであり、実態 として変わっていない。
- ・2p(注)1 として, 新規則での「通常運転」の定義を呼び込んでいるが,「4.2 通常時」ではなく「4.3 異常状態」の通常運転のところに注釈を変更した方が良い。
- ・3p5.1(3)接続配管について「加圧防護の機能を持つ安全弁は除く」の記載があるが、安全弁であり接続配管ではないため記載しなくて良いのではないか。
- →e. で隔離弁の記載があるため、(3)本文から e 項へ移動する。
- ・4p5.2について,解説を呼び込んでいるが解説番号と合っていないため修正する。
- ・4p5.2e.「圧力開放板が適切に設けられた配管」の記載の適切の意味は何か。
- →具体的には別図 6 のような設計となるが、適切でない場合は考えにくいため「適切」の記載 を削除する。
- ・別図の備考欄の記載「5.2項の関連条項:(2)-a」等の記載が分かりにくいため,「関連条項: 5.2項(2)-a」等に修正する。
- ・11p 解説-2 において、引用文献をゴシック体としているが施行日もゴシック体となるのか。 また、「これらの基準」の記載は呼び込んでいるのが規則のため「規則」に修正した方が良い。
- →拝承。引用文献の記載については事務局で確認。
- ・13p 解説-6「本規程 3. (2)」は「本規程 5. (2)」の間違いのため修正すること。
- ・17pの BWR 原子炉圧力容器バウンダリについて,2004年版の誤記を修正したとあるが,新旧 比較表の2004年版の記載がすでに修正済みのため,新旧比較表2004年版の修正が必要。

→拝承

- ・17 p に記載の安全弁について、新規制基準では安全弁は対象(朱書き)として良いのか。5.1 の記載では、過圧防護の機能を持つ安全弁は除くとしている。
- →隔離弁としては該当しないが, バウンダリの範囲としては安全弁までと考えている。
- ・本日頂いたコメントを踏まえて新旧比較表を修正し、各委員にメールベースで確認をお願い したい。その後、7/31の安全設計分科会に上程を予定

(5) 安全設計指針検討会所掌規格の誤記チェックについて

事務局より、資料 No. 20-4 に基づき、機械学会 設計・建設規格の誤記を踏まえた、JEA 規格の誤記チェックについて説明があった。安全設計指針検討会所掌の、JEAC4603-2010「原子力発電所保安電源設備の設計規程」及び JEAC4622「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」について、委員で分担して誤記チェックを実施し、次回の安全設計分科会で報告することとした。

6. その他

次回の検討会開催は別途調整することとした。

以 上